

農産物価格政策の政策価格 I

白 川 清

一 現行の農業価格政策

(一) 課 題

(1) 戦後価格政策前史

(2) 現行価格政策の概観

二 価格政策の方法と市場支配力

(一) 価格政策の方法

(二) 価格政策の市場支配力 (以上本号)

三 改 価格算定方式

四 政策価格の水準

五 政策価格と自由市場価格

六 食糧問題における政策価格の意義

一 現行の農業価格政策

(一) 課 題

本稿は、農業をもふくむわが国資本主義が戦争破壊から立ちなおし、一もはや戦後ではない」という状態にまでなった以降の、とくに最近における農業の価格政策と政策価格水準との検討にある。しかもその価格政策なり政策価格を、米とか畜産物とか等のごとく個々にとりあげることではなく、価格政策のとらえている農業生産物と主要農業生産資材の可及的なすべてをとりあげる。そしてそれら諸政策の目的と方法、市場介入力の強さ、政策価格劃定方式とその水準、政策価格と市場価格等の諸側面を明らかにし、かつ相互間の比較検討をすることを主目的とし、

今日の価格政策が当面している若干の問題を展望しようとするものである。

もっともこの課題はすぐれて国民経済的な問題であつて、次のようなことも当然に解明されなければならないであろう。後述のごとく今日の農産物価格政策はかなり広範であり、わが国農業問題の一主軸をなしているといつてよい。では資本が支配的に株式形態をとり、しかも巨大な社会的生産諸力を「社会的に独占」して市場支配力を有する企業が、基幹産業部門に存在するという現代資本主義のもとにおける価格政策は、一般に如何なる位置づけが与えられるか。また、もはや戦後ではないという時期から以降に、農産物価格政策が漸次拡大されてきたのは、右のごとき現代資本主義と農業との不均等発展といかなる関係があるか。価格政策は政治の一場面であるが、そしてそれは結局は分配関係の政治的偏奇をとおして経済的には生産力に関与するしそうでなければならないものであるが、それは資本と小農および消費大衆の要求とどんな関係にあるか、というような国民経済的課題もあらう。なおまた、農産物や農業生産資材に関する価格政策といつても、広義には国の経済政策の多くが関係してくる。たとえばそれらに関する貿易政策、関税政策等による輸出入政策は、国内の需給事情や市場価格を変化させる。また国内での消費税等の租税政策、消費需要の拡大なり規制政策あるいは流通政策なども価格水準に影響する。さらに農業およびアグリビジネス産業への財政投融资や補助金政策、または農業構造改善や技術の改良普及等のいわゆる生産面への諸関与も、農業の生産力や価格形成要因を量的質的に変化させるものである。したがってこれらも広義には、価格政策の一環をなしているといつてもよい。

けれどもここで検討しようとする価格政策と政策価格の問題領域とは、国民経済的課題や経済政策一般ではなくて、現在国が法律的・財政的手段をもつて直接に農業生産物や生産資材をとらえ、または農産物を原料とする加工

品をとらえて間接的に、農産物の需給および価格の支持安定を目的とする狭義のものに限定する。この価格政策は後述するように、農産物や生産財を直接または間接的にとらえて、それら商品流通過程のすべての価格または特定流通段階での価格を一定水準に固定し、または流通諸段階での市場価格の変動を一定の幅を有する価格帯の範囲に収斂させるための諸政策なのである。つまり右の諸商品についての、生産者段階、中間の流通諸段階、消費者段階での価格を、一定水準または価格帯の範囲内の変動に規制しようとする政策がとられているものを対象とする。なおこれらの政策がいかなる動機と目的とをもって、どんな経過で成立し変化してきたかという経済的政治的理由も重要ではあるがふれない。

このように本稿の中心課題は右の問題領域においての、政策価格の劃定方式や水準の経済学的検討によって政策価格の内容を明らかにし、政策が如何なる目的を有するか、それが農業の生産力水準に干渉する仕方はどうなっているかということである。たしかに農産物は他の商品に比して、有機物質であって減耗や腐敗を生じやすく、大容量で重量ものが多い等の使用価値的特性がある。さらに生産者は完全競争の状態にある。そのような理由から農業の価格政策は他に比して困難だといってよいが、第二節末で指摘するように市場価格追隨的なものは真に価格政策といふ難いように思われる。そこで価格政策が現状の生産関係のもとにある生産力をどのようにとらえ、かつそれにどのような関与しようとしているかは、実に政策価格の劃定方式とその水準の内に集中表現されていると考えるからである。右の中心課題は、次のような仕方で検討する。本節では現行の価格政策の概要をのべ、第二節で政策価格の問題を理解するうえにおいて必要な範囲で、諸価格政策の目的と方法および政策の市場支配力を検討する。第三節以下

では価格政策の核心たる政策価格制定の方式やその水準を比較検討して、その有するアイデアを検出し、かつこの政策価格と自由市場価格、および価格形成の法則との関係を吟味し、最後に政策価格におけるアイデアのあり方という点から、今日当面している問題を展望しようとするものである。⁽¹⁾

注(1) 本稿では諸外国の農産物価格政策についてふれないが、さしあたり東井金平『農業価格政策の比較研究』、農林漁業基本問題調査事務局編『西ヨーロッパ諸国における農業基本問題と基本対策』、および農政調査委員会編『のびゆく農業』二九、五三、七八、八六、一〇九の各号を参照されよ。

(二) 戦後価格政策前史

第二次大戦終了後の一時期までは、農業生産物のみでなくあらゆる生産財および消費財が、需給と価格の両面にわたる直接統制下にあった。たしかに終戦直後の八月と一〇月に銅、鉄等の生産資材の統制令が廃止された。また一月に生鮮食料品の統制撤廃がみられるが、これらは決して需給事情を反映しての措置ではなかったから、翌二一年春までに多くのものが再統制されて、二一年三月「物価統制令」に一括された。これは国家総動員法にもとづく物資物価統制であったが、昭和二一年一〇月一日「臨時物資需給調整法」が施行せられ、戦時統制方式が新たな全面統制方式に変わり、重要生産資材と生活必需物資を指定し需給と物価の戦後統制経済の根拠となった。

右法以降の主要な経済政策としては、二二年四・四半期から始まる傾斜生産方式、二二年七月新物価体系、二三年六月補正物価体系をへてようやく急激なインフレを鈍化せしめ、企業三原則(二三年一月)と経済九原則(同年二月)、単一為替レートの設定(二四年四月)、ドッジ超均衡予算編成(二四・五年度)をへて一応の安定をとりもど

第1表 農産物の統制撤廃

撤 廃 時 期	撤 廃 の 品 目 と 内 容
昭和22年10月27日	青果物を自由販売とする
23. 5. 14	茶の公定価格廃止
23. 5. 21	高級魚の公定価格廃止
24. 2. 22	輸出生糸の統制価格廃止
24. 4. 1	野菜の統制廃止し自由販売
24. 5. 14	閑議は蚕種、生糸、繭の価格統制廃止を決定
24. 12月限り	甘しょ、馬れいしょ、及びその加工品は供出完了後自由販売とし、予算の範囲で必要量を買入れ、25年3月から供出でなく予約申込制とす。27年5月23日主要食糧のわくからも除外
25. 6. 16	政府は農薬と農機具の統制廃止を決定
25. 8. 1	肥料公団を廃止し、磷肥以外の統制を解除
25. 8. 19	冬作雑穀（らい麦、えん麦、そら豆、えん豆）
26. 3. 1	夏作雑穀（大豆、小豆、いんげん、さきさげ、緑豆、そば、あわ、ひえ、び、とうもろこし、落花生、北海道のえん麦）
27. 4. 1	砂糖の価格統制廃止
27. 5. 29	麦類の統制を解除し自由販売、ただし申込に応じて無制限に買入れる

注.『食糧管理史』第3,5巻による。

し、朝鮮戦争（二五年六月）から経済拡大の過程に移った。

かかる経済の安定化とともに需給状態が改善されて価格統制は緩和されていったが、これを指定生産材指定項目でみるに、指定当時二五〇で二四年四月でも二三一項目あったものが八月一七〇、二五年一月七五項目へと急減した。また指定配給物資統制品目も指定当時六四（内食糧二〇）で二四年四月に五七品目（食糧一四）であったが八月三八、二五年一月三三品目（食糧一一）となった。なお価格統制撤廃についていえば、最も多く統制されていた時には八万七千点にも及んでいたが、二三年一〇月の第一次統制撤廃で一万三千、二四年七月の第二、第四次で二千、九月の第五次に一四七点が解除されたといわれており、かくて価格統制点数は二四年三月の六万四千余に減じ、一二月に三万余にな

つた⁽³⁾。このようにまだ需給・価格統制は残されていたとはいえ、二四―五年にかけて基本的には直接統制経済を脱したといつてよいであろう。

農産物についてこれを見るに第一表のごとく、昭和二年一〇月に青果物の統制価格が廃止され、野菜は二三年七月各地で公定価格割れが現われた翌二四年四月に解除され、生鮮農産物はすべて自由販売となった。また同年二月に輸出生糸価格の統制が、五月一四日には繭、蚕種、生糸の生産者販売価格の統制も廃止された。甘しょ、馬れいしょ、およびその加工品も二四年末から供出完了後自由販売となり、翌年三月に生産者の供出義務をも廃して、国の総合配給に必要な量を予算の範囲で買入れることとし、二七年五月に食糧管理法を改訂して主食の枠からも除外した。雑穀については二五年八月に冬作雑穀の四品目が、夏作雑穀一―一品目も二六年三月に、直接統制を解除して供出完了後自由販売とし、国の必要とする範囲で買入れることになり、ついで二七年五月に主食の枠からも除かれた。配給辞退が累増していた大・裸・小麦も二七年六月に直接統制が撤廃されたが、生産者の売渡申込があれば政府は無制限に買入れなければならないこととなった。

この二五年からはじまる急速な統制撤廃過程は、需給事情の好転と市場価格の実勢に依拠してなされたとはいえ、統制解除を進めようとする政府とそれを阻止しようとする農民の対立のうちに進行した。ともあれ二七年半ばには、需給と価格の直接統制下にあるものは米だけとなった。のみならず米の統制撤廃はすでに二五年から議論されだしたし、昭和二六年九月に農林省の米の自由販売案が成り、一〇月には自由党総務会が通常国会に米の統制撤廃法案の提出を決めたほどである。だから当時すでに輸入をも含めて農産物の需給事情は一応の安定に達し、もはや基本的には農産物不足の時代ではなくなつたのである。

注(2) 戦後統制経済の回復過程と価格体系については、さしあたり、大川一司稿「食糧価格統制の背景としての価格体系」

『食糧管理史』第一巻、二九頁以下)および同氏稿「戦後経済における物資需給統制と食糧管理」(同書第四巻、三三頁以下)、経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史』の経済政策篇を参照されたい。

(3) 生産資材と配給物資の指定品目は経済企画庁『戦後経済史(経済政策篇)』一八八—一九三頁による。価格統制撤廃件数は食糧庁『食糧管理史』第三巻の年表により、価格統制の総点数については経済企画庁の同書一九一頁および東洋経済新聞社『日本経済統計年鑑』昭和二五年版一二頁による。

(三) 現行価格政策の概観

以上のごとく昭和二四—五年にかけて、非農産物のみでなく農産物の統制撤廃が相ついでなされ、直接統制は米だけとなって戦後は終った。けれどもそれは無条件に需給と価格統制を廃止したのではなく、とくに麦類や雑穀にみられるように多かれ少なかれ一定価格での政府買入がなされていた。統制撤廃には多くの場合農民および農業関係団体の強い反対があったのであるが、事実、統制撤廃後間もなくこれら農産物やその加工品価格の下落が生じたため、価格の支持安定による需給調節と農業者の所得維持を主目的とする政策が、次々に出されていったのである。

この農産物価格の安定と支持を目的とする主要なものとは第二表に一括したが、それらの政策が登場した当時の経済的事情と、主たる目的とを簡単に指摘しておこう。まず繭、生糸の公定価格が廃止されて二年後の昭和二六年末に「繭糸価格安定法」および同特別会計法が公布された。それは二五年二月の生糸価格暴落、七月からの急騰が止まることなく二六年一月の暴騰となったことに直接原因している。低落は養蚕農家や製糸業者に、騰貴は需要とくに海外市場確保に悪影響するため、昭和一二三年三月の「糸価安定施設法」同特別会計法とほぼ同じ目的と方法によ

第2表 価格安定、支持政策の出現

時	期	項	目
昭和26.	12. 7	蕎麥価格安定法	
27.	4. 11	閣議は27年産国内てん菜糖の全量買上決定（3万屯）	
27.	5. 13	閣議は26年産でん粉の買上決定（買入なし）	
27.	11. 12	閣議は27年産でん粉買上決定（買上19,487千貫）	
27.	12. 29	飼料需給安定法	
28.	1. 9	てん菜生産振興臨時措置法	
28.	8. 17	農産物価格安定法（甘藷と馬れいしょのでん粉、なたね）	
29.	6. 10	臨時肥料需給安定法	
31.	6. 13	大豆を農産物価格安定法に加う	
36.	11. 9	大豆、なたね交付金暫定措置法	
36.	12. 1	畜産物の価格安定等に関する法律	
37.	5. 31	青果物生産安定事業実施要領	

農産物価格政策の政策価格 I

って、輸出をふくむ生糸価格の安定を企図したものである。

八

昭和二十七年三月まで砂糖の統制がなされていたから、北海道を主とするてん菜およびてん菜糖の価格も、輸入砂糖との競争はなかった。統制が撤廃された後もいちじるしく高率高額の消費税と関税が課されてきたが、ともあれ輸入糖との競争関係に入ったために、早速四月に閣議はてん菜糖の全量買入れを決定し、翌二八年一月に「てん菜生産振興臨時措置法」によって、国内産てん菜糖およびてん菜価格の安定と生産振興を図ることになった。また、二四年末に供出後自由販売となった甘しょ、馬れいしょおよびその加工品は、二五年は比較的高価格であったが二六年に価格が低下したため、閣議は二七年五月と一月にでん粉買上げを決定したが、なたねをも含めた恒久的対策として二八年八月に「農産物価格安定法」を公布した。なお大豆であるが、三〇年後半の価格下落、および大豆輸入の外貨割当制からA・A制への移行が予定された等の事情から、三一年六月に安定法に加えられた。けれども三六年七月の大豆貿易の自由化実施にともなう、右法のうち大豆となたねは「大豆なたね交付金暫定措置法」として分立した。

その他「飼料需給安定法」、「肥料需給安定法」および小作料を統制する「農地法」のごとく、農業生産資材の価格安定政策もあるが、ここでは省略する。最後に「畜産物の価格安定等に関する法律」であるが、これは牛乳の加工製品および豚肉の市場価格安定をとおして、酪農家の乳価および養豚農家の販売価格を間接的に支持しようとするものとして出された。戦後における畜産物需要の急速な増大に対して、とくに牛乳生産については「酪農振興法」（昭和二年六月）「同基金法」（三年四月）等の政策によって奨励促進され、国内の生産も大幅に増加した。けれども安い輸入畜産物の圧迫と、完全競争者たる小農民の生産急増と急減とによって価格変動がはげしかったから、その安定をはかることを目的として右法を施行し、担当機関として新たに畜産事業団を設けた。青果物においては輸入圧力が少ないが、完全競争による価格変動の幅が大きいために、昭和三七年から農林省が「青果物生産安定事業実施要領」を作り、財団法人の青果物生産安定資金協会が主体となり玉ねぎの不足払制度をはじめた。

以上が戦後期の「直接統制」方式を脱してから後の、農産物の価格を直接または間接に支持し安定させ、または不足払をすること等を通して農家所得を維持しようとする主な政策である。ところでこれらの新らしくとられた価格政策は、いずれもそれぞれに一定額または一定巾の「政策価格」をもっているのであるが、のちにくわしくのべるごとく、第一にその価格政策が直接に農産物をとらえているとは限らない。むしろ政策が登場した当初においては、農産物ではなくその加工製品の市場価格の支持安定政策をとおして、農産物の価格を間接的に支持安定しようとするものが多かった。もっともその後法律改正等によって、農産物の政策価格を規定することや、直接に農産物の買い上げ売り渡しをすることも拡大されたが、第二表にあげたものうち直接農産物をとらえているのは大豆、なたねだけであり、加工製品の価格支持安定によって農産物価格を支持安定するという基本方向は、今日で

も不変であるといつてよい。

第二に、これらの価格政策は農産物価格が高いこと、したがって農業者の利益だけを確保しようという一方的なものでなく、むしろ消費者をも含む国民経済的な政策でもある。もっとも一般に供給・生産者側はつねに販売物の価格が高いことを望み、需要・消費者側は安いことを望むから、一定の政策価格水準は生産者には安く消費者には高いものと受けとられよう。また理論的あるいは海外農産物の価格水準と比較することによつても、政策価格の高低を論じうる。それはともあれ農産物価格政策が国民経済的であるというのは、のちにのべるごとく農産物およびその加工製品の価格が低落した場合の措置だけでなく、騰貴すれば政策担当機関の保管物を売出したり輸入する等の措置によつて、程度の差はあれ高価格を抑制する機能をこれら諸価格政策がもっているからである。

さて以上のごとく、新たに登場した農産物価格政策は、主としてそれらの加工製品の価格を支持安定することによつて、間接に農産物の価格支持を目ざすものであった。けれども第二表にかかげた諸法によるものの以外にも、旧来からの政策（米、麦類、たばこ）があり、これらはすべて直接に農産物をとらえており、その価格を統制し支持安定している。そこで右の直接、間接の農産物価格政策が、どの程度にわが国の農業生産物をカヴァーしているかを概観してみよう。昭和三〇、三六年の総農業産出額（耕種、畜産のみ）のうちで、価格政策対象の農産物価額の占める割合を算出すると、後掲第四表のごとくである。昭和三〇年では総産出額一兆六千億円の七四・二％にあたる一兆二千億円弱が、また三六年には二兆円余の七〇・二％の一兆四千億円余が価格政策対象農産物である。そこでわれわれは、今日の価格政策の特徴を三つあげて概観を終わろう。

まず第一には、これを戦前に比較するに、高率で多様な価格政策がなされているという点である。周知のごとく

戦前の価格政策は、戦時経済以前とすれば米と藁に限られていたといつてよい。米についていえば、それまでの随時的米価政策が大正一〇年四月の「米穀法」によって恒久的政策となり、昭和八年一月からの「米穀統制法」に

第3表 昭和9~11年平均農業粗生産額

		金額 (百万円)	割合 (%)
米		1,620.4	52.6
麦	類	276.0	9.0
雑穀	類	35.6	1.2
豆	類	72.6	2.4
いも	類	109.7	3.6
野菜	類	183.6	6.0
果実	類	76.4	2.5
茶	作物	131.1	4.3
工業作物		313.8	10.2
畜産物		227.8	7.4
雑産物		33.1	1.1
合計		3,080.1	100.0

注. 農林省統計調査部調べで、中間生産物を除いたもの。『日本農業基礎統計』222頁。

の価格政策の七〇%以上よりはやや低かった。特に相異しているのは政策対象品目で、戦前は米、藁、たばこにすぎなかったが、戦後には多様化し昭和三〇年にはその他に三麦、いも類、なたね、てん菜があったし、三六年にはさらに大豆、玉ねぎ、畜産物に加えられているというように増加した。今日の一応の平和時期において、価格政策対象農産物がこのように多様であり、かつ農業粗生産額の七〇%をこえるということは、現代のわが国資本主義を理解するうえでも興味深いことである。

第二に、しかしながら価格政策対象農産物の割合は、第四表のごとく品目の増加にもかかわらず、昭和三〇年の

よって米の無制限買入制となった。藁では昭和農業恐慌以降に糸価安定の随時的政策がはじまり、昭和一二年月からの「糸価安定施設法」によって、ようやく糸価格安定の恒久的政策がはじめられた。そこで戦前の昭和九—一一年をとり、戦後の第四表とほぼ等しい農業粗生産額を算出すると、第三表のごとく三〇億八千万円余であった。当時の価格政策は米だけであつたから、それは農業粗生産額の五二・六%である。仮に一二年からの間接的な価格政策たる藁を加えても六三%弱であり、今日

第4表 農業粗生産額と価格政策対象農産物価額（昭和30、36年）

	実 数		割 合				昭和36年度	
	昭和30年 (百万円)	36 年 (百万円)	農業総産 出額基準		価格政策 対象総農 産物基準		生産所得 (百万円)	総生産 所得に 対する %
			30年	36年	30年	36年		
農業総産出額	1,577,904	2,053,358	100.0	100.0	-	-	-	-
米	846,938	922,780	53.7	44.9	72.3	64.0	605,757	47.2
麦	133,165	136,485	8.4	6.6	11.4	9.5	63,174	4.9
小 麦	50,718	63,825	3.2	3.1	4.3	4.4	31,938	2.5
大 麦	37,579	41,581	2.4	2.0	3.2	2.9	19,286	1.5
裸 麦	44,867	31,079	2.8	1.5	3.8	2.2	11,950	0.9
雑 穀	(11,027)	(9,901)	0.7	0.5	-	-	-	-
豆	(52,260)	(53,095)	3.3	2.6	-	-	-	-
大 豆	(27,661)	19,974	1.8	1.0	-	1.4	13,085	1.0
い も	79,353	86,351	5.0	4.2	6.8	6.0	10,312	0.8
甘 藷	56,160	50,453	3.6	2.5	4.8	3.5	34,832	2.7
馬 鈴 薯	23,193	35,898	1.5	1.7	2.0	2.5	23,165	1.8
野菜類	(96,843)	(192,464)	6.1	9.4	-	-	-	-
玉 葱	(6,886)	9,163	0.4	0.4	-	0.6	6,460	0.5
大 き き	(13,653)	(30,056)	0.9	1.5	-	-	(24,639)	1.9
果 物	(5,220)	(17,527)	0.3	0.8	-	-	(9,222)	0.7
み かん	(57,792)	(131,379)	3.7	6.4	-	-	-	-
りんご	(18,784)	(47,151)	1.2	2.3	-	-	(31,802)	2.5
ぶ どう	(12,828)	(23,675)	0.8	1.2	-	-	(17,560)	1.4
工 芸 作物	(3,709)	(9,524)	0.2	0.5	-	-	(6,516)	0.5
な た ね	(88,682)	(97,992)	5.6	4.8	-	-	-	-
生 た 茶	17,363	13,719	1.1	0.7	1.5	1.0	4,611	0.4
て ん さ い	(8,992)	(11,913)	0.6	0.6	-	-	-	-
蒔 子	46,872	43,994	3.0	2.1	4.0	3.1	26,657	2.1
蒔 子	1,968	6,316	0.1	0.3	0.2	0.4	2,601	0.2
蒔(上、玉屑蒔)	45,752	62,662	2.9	3.1	3.9	4.3	34,832	2.7
稲 産 物	(11,209)	(11,420)	0.7	10.6	-	-	-	-
畜 産 物	(154,883)	(348,829)	9.8	7.0	-	-	20,384	1.6
家 畜	(57,905)	(130,878)	3.7	6.4	-	-	-	-
成 牛	(29,446)	(54,988)	1.9	2.7	-	-	(-16,689)	-1.3
豚	(26,059)	68,672	1.7	3.3	-	4.8	-6,716	-0.5
牛 乳	(24,652)	71,118	1.6	3.5	-	4.9	14,478	1.1
鶏 卵	(65,959)	(133,833)	4.2	6.5	-	-	(30,903)	2.4
中間生産物	(30,307)	(64,644)	61.9	3.1	-	-	-	-
生産所得	1,062,834	1,282,124	7.4	62.4	-	-	1,282,124	100.0
価格政策対象農産物合計	1,171,411	1,441,234	74.2	70.2	100.0	100.0	822,936	64.2

農産物価格政策の政策価格 I

二

注. 農林省統計調査部の原資料による。中間生産物は飼料作物であり、北海道を含む全国の会計年度の数値である。()内は非政策価格。

七四・二%から三六年の七〇・二%へと低下した。もっとも価格はつねに変動するものであるから、二カ年の比較では必ずしも正確にはいえないが、ともあれ四%低下した。その理由はいうまでもなく、価格政策対象農産物の生産量増大または価格の延びが、非対象農産物のそれに比して劣っていたからだ、といいかえてよい。すなわち昭和三〇年に対する三六年の延び率は、非政策対象の果実では二二・七・三%へ、ほとんど非対象の野菜が一九八・七%へ、同じく畜産物も二二・五・二%に増加した。これに比して政策対象のうち過半を占める米が一〇・九%、いも類で一〇・八%、蒭一三七%であり、麦類とその他は若干増加したかむしろ減少したものとさえある。その結果として総農産物粗生産額が一三〇%に延びたのに、価格政策対象農産物は一二三%に止った。だから新たに大豆、玉ねぎ、成長農産物に属する豚と牛乳が加わったにもかかわらず、価格政策対象価格の比率が低下したのである。

この数年間における低下は価格政策の後退ではなく、のちにのべるごとく財政支出の増大や、流通過程への政府の介入、政策価格の改訂や補強措置を追加する等によって、むしろ実質的には強化されたにもかかわらず低下したのであった。したがってもし価格政策の範囲拡大とその補強工作がなされなかったならば、農業粗生産額に占める価格政策対象農産物価格の割合はもっと大幅に低下したのであらうと考えられる。

第三に価格政策が直接間接に対象とする農産物品目をみるに、昭和三〇年は米をはじめとして一〇であったものが、三六年には一四となった。両年とも米の占める割合が圧倒的に大きく、三〇年には七二・三%であり、三六年は六四%である。これについて麦類が一・四%から九・五%へ、いも類も六・八%から六%へ、たばこも四%から三・一%へといずれも低下した。これに対して蒭が若干増加し、また三六年には各五%弱の豚と牛乳が新たに加わったのである。そして現状でいえば、農産物価格の昂騰と下落は依然としてあるし、貿易自由化による外国農産物

の圧力も強く、いまだつづいている経済の高度成長による農業と非農業との所得格差の拡大は、価格政策の範囲拡大と政策的支持安定力の強化を要請されている、と私には考えられる。

二 価格政策の方法と市場支配力

(一) 価格政策の方法

以上のごとく農産物不足に対処する統制経済が解体してのち、第二表でのべた多様な法律や要項による価格支持安定政策が登場したのであった。けれども現行価格政策は右の新規政策だけではなく、直接全面統制形式がかなり改変された米麦を対象とする「食糧管理法」(昭一七年二月)と、「タバコ専売法」(昭二四年五月)がある。また農業生産財たる肥料価格(確安)を対象とする「臨時肥料需給安定法」(昭二九年六月)と、小作料額を統制している「農地法」(昭二七年七月)もある。これらを合すると一一の法律または要項となる。そこで本節では、これら農業の価格政策が何を目的とし、どんな方法でその目的を処理しようとしているかを検討して、主題たる政策価格の機能を明らかにしよう。もっとも周知のごとく、多くの場合価格政策の法律には施行令や施行規則および省令が付随しているし、施行後に幾多改訂せられている。それらのすべてを検討することは困難であるから、本稿では昭和三七年八月現在時点での政策目的、対象範囲および需給と価格支持安定の基本的方法を概括的に検討するに止める。

第五表に一一の農業価格政策の依拠法を要約したが、このうち【A】国が政策担当主体であるものは、(1)食糧管理法から(5)飼料需給安定法までを包含する食糧管理特別会計(大正一〇年四月)がある(これは現在(4)国内米、(4)国内麦、(4)輸入食糧、(2)農産物等安定——農産物価格安定法、大豆なたね交付金、飼料需給、てん菜生産振興の四つ——、(5)業務、(4)調整の

第5表 現行農産物価格政策の目的と方法（昭和三十七年八月現在）

(1) 食糧管理法（昭一七、二、一二）（二七、五、二三、麦類統制廃止。三〇、七、二二米の予約制）
（三〇、二、基本、希望配給制）

a 目的 食糧を管理し其の需給及び価格の調整並びに配給の統制を行なう
b 範 囲 米穀、大麥、裸麥、小麥其の他政令で定めるもの（米麦加工品、輸入でん粉）
c 1 米穀 生産者の「生産量—自家消費」全量↓生産者団体、登録業者↓政府
売 渡 政府↓登録業者↓消費者へ割当配給
価 格 買入……生産費及び物価其の他の経済事情（生産費及び都市均衡所得補償）
売 渡……家計費及び物価其の他の経済事情

2 麦類 買入 生産者又はその委託者の申込に應じ無制限に買入れる↓政府
売 渡 政府↓業者へ随意又は競争契約で売る

価 格 買入……二五、二六年産麦政府買入価格基準の農業バリエイ
売 渡……家計費及び米価其の他の経済事情を参酌した標準売渡価格を基準

d 価格決定時期 毎年六月に定め、米穀はその年の四—十一月産、麦類は前年一〇—六月産に適用

e 輸 出 入 政府が全面管理。業者の輸出入も許可制。米と小麦は無関税。すべてF A 制

(2) 農産物価格安定法（昭二八、八、一七）（三一、六、二三大豆を加え、三六、二、九大豆となたねを除く）

a 目 的 米麦以外の重要な農産物の価格が正常水準から低落することを防止

b 範 囲 甘しょ生切干、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉

c 買 入 農林大臣の定める数量の範囲で、生産者又は生産者団体↓政府（生産者団体優先）
時価に悪影響を及ぼさないよう、政府↓業者

価 格 買入……原料基準価格+加工費用（十金利、保管料）||買入基準価格
売 渡……買入基準価格及び時価を下つてはならない

d 価格決定時期 なたねは六月、その他は一〇月、甘しょ生切干は農協又は農協連合会、でん粉類は農協、事業協組の

農産物価格政策の政策価格 I

一六

e 輸 出 入 申込
生いもは自由であるが、でん粉類はFA制

(3) 大豆なたね交付金暫定措置法（昭三六、一一、九）（三六、七大豆の貿易自由化）

a 目 的 生産者に交付金を交付して、生産の確保と農家所得の安定
b 範 囲 大豆又はなたね

c 交付方式 政府は予算の範囲内で法人（生産者団体又は集荷業者）に交付し生産者

d 交付金額 〔基準価格－標準販売価格（法人の販売価格－流通経費）〕×販売量
なたね六月、大豆一〇月に定め、大豆は一月一五日、なたねは四月一五日までに調整販売等の承認を

e 輸 出 入 えたものに適用

大豆はAA制、なたねはFA制

(4) てん菜生産振興臨時措置法（昭二八、一、九）（三八、三、三一までの時限立法）

a 目 的 てん菜生産増強により、国内砂糖の供給量を増大

b 範 囲 てん菜糖、ただし最低生産者価格以上で買った原料で製造されたもの

c 買入方式 てん菜糖製造業者↓政府

・製造業者 〔てん菜の最低生産者価格＋買入売渡及び製造費用〕を基準

納付金……二九～三三年までに政府に買入れられたものが、てん菜糖を移出した時は一キログラム六

円の納付金を政府に納めなければならない

d 価格決定時期 てん菜の最低生産者価格は四月、てん菜糖は一〇月

e 輸 出 入 砂糖はFA制

(5) 飼料需給安定法（昭二七、一二、二九）（輸入飼料の大、小麦価格は食糧法を適用しない）

a 目 的 飼料の需給及び価格の安定を図り、畜産の振興

b 販 輸入に係る表類、ふすま、とうもろこし、その他農林大臣の指定するもの
c 買 入 政府は飼料需給計画に基づき、輸入飼料を競争入札で買入
需給計画に基づき競争入札で売る。この場合飼料業者の売渡価格を制限しうる
価 渡 買入……入札価格
格

d 輸 出 売渡……予定価格は原価にかかわらず、国内市価や畜産経営安定を旨として決める
A A 制（三六年四月）

(6) 蕎麦価格安定法（昭二六、一二、一七）（三三、五、二〇）日本輸出生糸保管株式会社設立。
（三四、四、四）日本蚕蕎麦事業団法

a 目 的 蕎麦及び生糸の価格の異常な変動を防止
b 範 囲 生糸。ただし生糸買入で最低藪価維持が困難なときは、農協連合会の共同保管蕎麦は保管開始日の属す
る会計年度後に保管しているものを買入れることが出来る

c 買 入 一 生糸の保有者の申込↓政府は予算の範囲内で最低価格で買入れ
二 共同保管蕎麦の申込↓政府は最低藪価十藪の乾燥保管費を加えた額で買入れ
三 生糸は申込に応じ最高価格で売渡す

売 渡 二 蕎麦は時に悪影響を及ぼさない方法で売る

価 格 最低藪価……蕎麦生産費を基準とし、その八五％を下らない範囲
生糸最低価格……〔蕎麦生産費十生糸製造販売費〕の八五％を下らない範囲、および最高価格の七〇％に
相当する額、その他を参酌

d 価格決定時期 生糸最高価格……生糸生産費の一二〇％を基準にし、物価参酌値を参酌
毎年三月に定め六月～翌年五月まで適用

e 輸 出 入 A A 制、蕎麦は三七年一〇月に自由化

(7) たばこ専売法（昭二四、五、二八）

a 買 入 公社の許可を受けて耕作する者の収穫したすべての葉たばこ

農産物価格政策の政策価格 I

一八

- b 価格 生産費及び物価その他経済事情を参酌
- c 価格決定時期 一～一二月
- d 輸出 専売公社独占

(8) 畜産物の価格安定等に関する法律(昭三六、一二、一)(二九、六、一四の酪農振興法は存続)

- a 目的 主要畜産物の価格安定、乳業者等の要する資金調達円滑
- b 範囲 指定食肉(豚肉)、指定乳製品(バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳)
- c 買入 指定食肉は安定基準価格で中央卸売市場から、指定乳製品は乳業者の申込により安定下位価格で↓畜産振興事業団
- 二 指定食肉の生産者団体(農協)が農林大臣の認可をえて保管販売するものも、その申込により安定基準価格で、また指定乳製品も生乳生産者団体からの申込のものは、優先的に↓畜産振興事業団
- 三 指定食肉と指定乳製品の保管がなく、その価格が安定上位価格を超えて騰貴するおそれあるときは、輸入乳製品又は食肉を買入れることができる
- 売渡 安定上位価格を超えて騰貴するおそれあるとき、事業団は保管している乳製品を競争入札で、指定食肉は中央卸売市場で売る
- 価格 買入……食肉は安定基準価格、乳製品は安定下位価格
- 売渡……原則として市価
- e 輸出入 毎会計年度の開始前に決め、周年適用すべてFA制
- d 価格決定時期

(9) 青果物生産安定事業実施要領(昭三七、五、三二)(玉ねぎで主要産地のみ)

- a 事業主体 財団法人青果物生産安定資金協会(国より助成金三七、三八年各五千万円)
- b 交付金 過去六ヵ年の卸売市場価格加重平均にて当年の平均市場価格を決め、その三分二を保証基準価格、二分一を保証価格とす。九中央卸売市場に出荷されるものに限る

交付金は「保証基準価格―対象市場価格」の二分一、又はそれにプラス「保証価格―対象市場価格」

(10) 臨時肥料需給安定法（昭二九、六、一〇）三九、七、三一までの時限立法で対象は硫安のみ）

a	目的	肥料の需給調整及び価格の安定
b	範囲	硫酸アンモニアおよび政令で定めるその他の重要肥料
c	最高価格制限	肥料の価格安定を図るため、肥料生産業者又は輸入業者の販売価格の最高額を定めることができるこの最高額は生産費又は輸入価格を基準とし、農産物価格、肥料の国際価格その他を参酌して定める（パルクライン内加重平均生産費方式）
d	価格決定時期	毎肥料年度の開始前（七月まで）

(11) 農地法（昭二七、七、一五）（農地価格統制は二五、九、二廃止。三〇、九、二一 小作料改訂）

a	目的	耕作者の農地所有を促進、その権利を保護、耕作者の地位の安定
b	範囲	農地、採草放牧地の売買、貸借転用の許可制。小作料統制
c	小作料の最高額	生産費および所得補償方式によって算出される小作料を、土地数値による土地等級別に開いたもの。畑小作料は戦前の田畑売買地価比率で算出

注 1、本表は『食糧庁関係法規集』（三十七年八月）、『蚕糸業関係法規』、『肥料要覧』、『農業小六法』等により作製した。

2、e 輸出入の項は昭和三十七年一〇月現在の状態であり、FAは外貨割当制、AFAは自動外貨割当制、AAは自動承認制の略である。

六勘定に区分されている。また(6)飼糸価格安定法も政府所管で、糸価安定特別会計（昭二六年二月）によっている。

これに対して【B】(7)のたばこは専売公社（昭二四年六月）が、(8)の畜産物は畜産振興事業団（昭三六年一月）が、(9)青果物（玉ねぎ）は青果物生産安定資金協会（三十七年六月）がというように、直接の政策担当は公社や財団法人なの

である。**【C】**生産財である(10)の肥料と(11)の小作料額については、国が法律手段によってそれらの最高価格水準を規制しているのであり、財政的手段を有するものではない。

第五表では各法律ごとに(a)目的、(b)法律が対象としている農産物または加工製品の範囲、(c)それら対象に対しての買入れと売渡しはどんな場合に行なうか、およびその買入れ売渡しの政策価格または不足払は、如何なる基本方式で決定されているか、(d)政策価格決定の時期、(e)政策目的を達するための輸出入統制の方式、という五項目を概括した。一見してわかるごとく、それら各項の内容や方法は各法律ごとにかなり相違しており、同じく**【A】**の国が財政的手段をともなつて直接に担当しているものの相互間でも、**【B】**の公社や財団法人が法律に依拠して行なう施策方法でも、決して統一されたものではないのである。しかしこれらを個別に検討したり相互比較することは本稿の主題でもないから、昭和三七年の時点で別の観点から大胆に三つの政策タイプに区分しなおして、基本的な方法を明らかにしよう。

すなわち第六表は、前表の法律または要項一一を、または対象生産物でいえば農産物と加工製品一五と生産資材四つにわたる、現行価格政策のタイプ区分である。それはまず直接または間接に農産物の価格支持安定を対象とするIと、IIの農業生産資材の需給安定ないし価格制限を目的とするものとの二つに区分される。前者はさらに、政策が直接に農産物をとらえているA「直接的支持安定方式」と、農産物を原料とした製品の市場における需給および価格の政策的調節を行なうことによつて、原料農産物価格を間接に支持安定しているBとに区分しうる。そして使用価値の面からみるに、Aに属するものは概して生産物がそのまま消費に入るものであり、Bは工業的に何らかの変形加工をしなければ消費しえないものといつてよい(それゆゑ例外物を除けば、Aを食糧農産物、Bを原料農産物の価

格政策方式ともいえる。この三分にしがたつて、政策担当者がどんな場合に、どんな方法で需給および価格に介入するかをのべよう。

A 農産物の直接的支持安定方式——これは政策目的を達するために農産物を直接にとらえ、その生産、商品化、流通過程および価格、消費の全部または一部を法的に規制しているものであるが、その程度や方式の相違によって、全面統制方式、無制限買入方式、不足払方式の三つに細区分できよう。そしてこのように異なっているが、三方式に共通する特徴は「政策が実現すべき価格が直接に農産物について決定されており、この政策価格を基準にして諸政策がなされる」という点である。そこで右の不可欠の特徴を中心にして、三方式の政策の仕方をみれば次のごとくである。

まずI全面統制方式には米と葉たばこがあるが、共に大まかにいって、生産者たる農民の手から消費者に至るまでの全過程が法律によって統制され、これを政府所管の食糧管理特別会計なり専売公社が直接に独占管理するものである。米については周知のごとく、昭和三〇年七月に供出制から予約売渡制になったが、今日でも「米穀の生産者は、その生産した米穀を政府以外の者に売り渡してはならない」(食糧管理法施行令第五条)となつてゐるし、同第六条には政府以外の者が米生産者から買つてはならないとある。こうして国内産のみでなく外国産米穀をも一手に集荷した政府は、その米を登録し許可をうけた業者に委託して、消費者に発給した購入通帳(第八条)に証明されてある配給割当量にもとづいて売り渡されるのである。葉たばこについては一そう徹底しており、葉たばこ耕作自体が許可制であり、かつ生産物全量を公社が収納(第五条)し、たばこの製造から小売に至るまで画一的に独占管理している。米と葉たばこは共に、生産者からの買入価格も最終の消費者価格も一物一価に統制されており、流通過

タイプ区分

政策介入の場面	介入の限度（法律条文）	昭和36年の価格政策対象生産物価額を100とする割合
生産者～消費者までの価格物量統制	商品化の全量(3条)	64.0
生産～小売までの価格物量管理	生産物の全量(5条)	3.1
生産者～政府売渡の価格管理	無制限買入(4条)	9.5
生産者の手取価格	調整販売計画をもとにして国の定めた量、予算の範囲内(2条)	2.4
△	補てん予約数量の範囲内(第3の4)	0.6
加工製品の時価	同の定めた数量の範囲で生産者団体の申込(2条)	6.0
△	製造業者の申込(4条)	0.4
生糸の時価	申込に応じ予算の範囲内(2条)	4.3
豚肉の時価（中央卸売市場および農協連合会）	価格安定に必要な量(6,39条)	4.8
乳製品の時価	乳業者等の申込量(6,39条)	4.9
生産、輸入業者の国内販売価格	国内の販売量、法的規制(13条)	
△	△，協約	
現実支払小作料額	△，法的規制(21条)	
輸入市場	需給計画に基づく輸入(4,5条)	

農産物価格政策の政策価格 I

程の代行者に支払う手数量やその他の費用も決定されている。また当然に政策によって決定された固定的買上げ価格と売渡し価格とに基づく収益なり赤字は、国に帰属することになっている。

次のⅡ無制限買入方式は食管特別会計による国内産の三麦であるが、この制度は主としてフランスにみられる。昭和二六年産までの全面統制供出方式が解体して自由販売になったけれども、生産者が政府に売渡しを申込んだ場合には無制限に買入れなければならないことになった。こうして買入れた国内麦と輸入麦の全部は政府が管理し、加工またはその他の業者に随意契約によって売渡すのであって、配給制ではない。また政府の買入価格は後述のバリ

第6表 価格政策の

諸 方 式		直 接、間 接 に 対 象 と す る 農 産 物	政 策 担 当 機 関
I 農 産 物 価 格 政 策	A 農 産 物 の 直 接 的 支 持	I 全面統制方式 II 無制限買入方式 III 不足払方式 (1)水稲, (2)陸稲 (3)たばこ (4)大麦, (5)裸麦, (6)小麦 (7)大豆, (8)なたね (9)玉ねぎ	政府(食管特会) 専売公社 政府(食管特会) 政府(食管特会) 青果物安定資金協会
	B 農 産 物 の 間 接 的 支 持	IV 最低支持方式 V 価格安定帯方式 (10)甘しょ, (11)馬れい しょ (12)てん菜 (13)藷 (14)豚 (15)牛乳(原料乳)	政府(食管特会) () 政府(糸価特会) 畜産事業団 /
II 生 産 財 価 格 政 策		C 生 産 財 資 料 の 制 限 VI 最高価格制限方式(協約方式) VII 輸出入方式 (16)肥料(確安) (17)確安以外 (18)小作料 (19)飼料	政府 生産, 輸入業者と全 購連 政府 政府(食管特会)

テイ方式により、売渡しは消費者家計を安定せしめるごとくに、家計麦価から流通、加工等の費用を差引いた標準売渡価格を基準にして定められる。つまり固定的価格である。

IIIの不足払方式は食管特別会計による大豆なたねと、青果物安定資金協会による玉ねぎである。食糧の貿易依存度の高いイギリスにみられるこの制度は、まず、大豆またはなたねの生産者団体(農協、その連合会)または集荷業者団体(法人)が集荷、保管、販売の数量や方法を計画した「調整販売計画」と交付金の交付方法を定め、農林大臣の承認をうけなければならない。次に交付金の交付であるが、市場での自由販売価格から流通経費を控除した生産

者の標準販売価格が、農林大臣がパリテイ方式で規定した基本価格を下廻る場合には、その差額に調整販売計画の範囲内での販売量を乗じた金額を、生産者団体や集荷法人を通じて生産者に交付するものである。

次の玉ねぎは「青果物生産安定事業実施要領」に基づいて、静岡(1)、愛知(2)、岐阜(1)、大阪(2)、兵庫(2)、和歌山(3)と北海道(3)の区域内(括弧内は協会加入会員数)で生産される玉ねぎで、資金協会に加入している一四の会員が東京、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、尼崎、神戸の各中央卸売市場に出荷するものを対象とする。この会員は関係市場に共同計算出荷を行なう建てまえをとっているが、国、関係道府県、関係出荷団体はまず関係市場に対する玉ねぎの出荷を調整することによって価格を安定するため、品種別出荷時期別の「出荷調整計画」をたてる。次に各会員は右計画に基づいて、共同計算出荷量の一定割合を下らない範囲で交付金の対象となる「補てん予約数量」を協会上に申込む。最後に交付金の交付は、共同計算で出荷された玉ねぎの加重平均市場価格(対象市場価格)が、過去五年の平均市場価格を卸売物価指数で修正した平均市場価格の三分の二(保証基準価格)または二分の一(保証価格)に達しないときには、補てん予約数量の範囲内の実出荷量に対して、一定割合を補償するという方法である。

この一定割合とは、対象市場価格が保証価格以上で保証基準価格以下有的时候は、保証基準価格と対象市場価格との差額の二分の一を不足払とする。対象市場価格が保証価格以下のときは、保証基準価格と保証価格との差額の二分の一と、保証価格と対象市場価格の差額をプラスしたものである。この場合の不足払源資は、大豆やなたねの場合のような政府資金のみでなく、補てん予約数量を基準とする会員の負担金と高価格時のリスク割負担金なのであり、いわば共済制を加味しているのである。

B 農産物の間接的支持安定——これに属する農産物は六つであるが、直接にはそれを原料として加工された製

品価格の支持安定を目的としている。それはⅣ最低支持方式とⅤ価格安定帯方式の二つであるが、いずれも生産、商品化量、流通過程、売買価格に対して何らの法的統制や制限もないが、共に政府が決定した最低買入価格があって、各政策担当機関はこれ以下への価格低下を阻止し、その騰貴に対しても保管物の売渡しや輸入等の手段で抑制する方法をとるという点で共通している。すなわち

Ⅳ最低支持方式は、甘しょ生切干、甘しょでん粉、馬れいしょでん粉を、毎年農林大臣の定める数量の範囲内において、生産者団体の売渡し申込みにより、原料基準価格に加工経費を加えた買入基準価格で買入れる。また国内産でん菜を原料とするでん菜糖は、でん菜の最低生産者価格にてん菜の買入費用およびでん菜糖の製造販売経費を加えた額で、政府が必要と認めたときに製造業者から買入れる。この食管特別会計で買入れたものは、その市場価格に悪影響を及ぼさないような時期と方法で売渡される。

右のごとくこの制度は、直接には農産物を原料とした加工製品価格の最下限を支持するものであるが、原料農産物価格の支持安定も考慮されている。すなわちでん粉の製造業者が原料甘しょと馬れいしょを原料基準価格以下で買っている場合、およびでん菜糖製造者がでん菜を最低生産者価格以下で買っている場合には、政府はその売渡し申込に応じない。つまり農産物の買上げ価格を政府が直接に保証しているのではないが、製造業者が政府の決めた最低価格を支払うようにしている。

次のⅤ価格安定帯方式はドイツに主としてみられるが、農産物の加工製品の下限の買価格のみでなく上限の売価格も政府によって決定されており、政策担当機関の買売操作によって市場価格を価格帯の範囲における変動に止めようとするものである。まず蘭糸価格安定法では、蘭生産費の八五%以上という最低蘭価を決め、蘭生産費全額に

生糸の製造販売費用を加えた額を基準にして、生糸の最低価格と最高価格が設けられている。畜産物のうち指定食肉（豚肉）には安定基準価格と安定上位価格が、指定乳製品（バター、脱脂粉乳、れん乳）では安定下位価格と安定上位価格が設定されているほか、原料乳の安定基準価格がある。そして生糸は政府所管の糸価安定特別会計により、豚肉と乳製品の価格安定は畜産事業団により、下限価格で買入れ上限価格に至ると売ったり輸入したりして、価格変動を調節する。

このように価格帯方式は、直接には農産物を原料とする製品価格を支持安定するものではあるが、豚肉を除いてはさきの最低価格支持方式とほぼ同じく、原料農産物の価格支持も次のような方法でなされている。まず繭については、生糸価格の支持安定によってもお最低繭価水準を維持しえない時には、農業協同組合連合会の保管する乾繭を最低繭価プラス乾繭経費で買入れる（二一条）。またこれとは別建に日本蚕繭事業団（昭三四年）が、農業協同組合から委託されて乾繭の売渡しや乾繭の加工販売、生糸との交換を行なう等により、繭価格の支持に当たっている。乳製品では、乳業者が原料乳を安定基準価格以下で買いまたは買入れるおそれのある時は、都道府県知事がその引上げを勧告することができる（六条）。また事業団は原料乳生産者団体以外の乳業者が、安定基準価格以下で買いまたは買入れるおそれのある時には、その売渡し申込に応じない（三九条）。

C 生産財の価格政策——これは前掲第六表に示したごとく、財政的手段でなく法律または供給者と需要者との協約によって価格を規制する肥料と小作料、および政府の財政手段で輸出入によって需給を調節し、国内価格の安定を目的とする飼料とがある。このうちⅦの輸出入方式の飼料は、毎年決定される「飼料需給計画」にもとづいて飼料を輸入し保管し、国内の飼料価格の状態に応じて随時売渡す。この場合の売渡価格は、原価の如何にかかわら

ず国内飼料価格を参しやくし、畜産業の経営を安定することを旨として定められ、その売買や管理にともなう損益は食管会計に帰属する。

次にⅥの最高価格制限方式のうち、硫安と小作料はその最高価格を法律によって規制し、硫安以外の重要肥料は各肥料の生産者団体と全国購買農業協同組合との協約によって、価格を制限するものである。これらは統制価格であり協約価格だといってよいし、専ら政策価格または協約価格の画定方式や水準の問題であるから、次節で扱う。

(二) 価格政策の市場支配力

以上のごとく現行の農業の価格政策はその方式が甚だしく相異しているが、いずれも一定の価格水準に支持安定し、または異状な低落と騰貴とを政策的にチエックしようとするものであった。そして飼料を除くⅡ農業生産財の価格政策は、それを遂行するための財政資金をもっていなかったが、Ⅰ農産物の価格政策はいずれも国の特別会計または公社や財団法人の資金（国の出資金を含む）によって遂行されるものであった。

けれども第五、六表に示したごとく、政策目的を達成するための財政資金は有限であり、価格の騰落が異状に激しかったり長期にわたるような場合には、資金が枯渇して拱手傍観せざるをえない場合も生じうる。それは戦前にもあったが、かかる異状な場合には政策目的を達することが困難となるから、新たに財政資金を追加したり別途に補強手段を講じたり、または政策価格の切下げや引上げをせざるをえなくなる。

そこで当然に、現行農産物価格政策はどの程度有効にその目的を果してきたか、いいかえれば政策が意図する範囲において市場に介入し支配する力は何の程度であったかということが問題となる。このことは、価格政策のうち

売渡し，期末持越高

31 年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年	37 年
4,071	4,340	4,278	5,487	5,534	5,365	6,455
918	375	501	260	206	140	173
4,989	4,715	4,779	5,747	5,740	5,505	6,628
3,816	4,301	4,378	4,604	4,989	5,519	6,276
585	534	573	397	260	196	204
4,401	4,835	4,951	5,001	5,249	5,715	6,480
2,326	2,271	2,169	3,051	3,596	3,442	3,621
693	499	425	288	234	178	147
3,019	2,770	2,594	3,339	3,830	3,620	3,786
10,899	11,464	11,993	12,501	12,858	12,419	13,009
230	269	317	413	401	294	244
936	829	687	317	0	0	0
975	1,145	990	722	400	421	357
311	364	374	380	381	254	-
1,132	1,129	1,132	1,241	1,206	1,127	1,024
(369)	(370)	(382)	(451)	(446)	(325)	
414	325	329	422	441	267	240
405	374	330	302	364	336	287
200	150	149	268	345	277	-
1,208	1,031	935	1,067	1,095	849	702
(488)	(374)	(358)	(489)	(501)	(330)	
535	535	577	655	768	973	1,004
2,188	2,201	2,096	2,168	2,132	1,863	-
2,594	2,716	2,640	2,833	2,760	2,707	2,760
691	712	733	714	845	967	897
1,375	1,330	1,281	1,416	1,531	1,781	1,630
(674)	(648)	(644)	(765)	(876)	(1,196)	
431	393	465	540	511	-	-
115	130	148	156	180	-	-
82	31	0	66	49	0	-
0	27	2	2	45	82	-
121	125	123	187	191	108	-
4	12	4	23	23	24	-
1	1	2	1	-	-	-
14	25	26	49	71	96	-
7,073	6,228	6,370	6,981	6,277	6,333	-
(2,040)	(1,808)	(2,088)	(2,366)	(1,666)		-
2,749	3,372	3,396	3,251	3,594	3,848	-
(711)	(807)	(887)	(901)	(1,007)		
455	459	391	426	418	387	-
667	846	951	1,073	1,081	1,176	-
0	0	0	0	43.7	46.1	-
320	289	267	262	264	274	-
6	3	33	49	13	35	-
0	6	0	0	0	91.7	0

農産物価格政策の政策価格
I

二八

第7表 政策対象農産物の買入、

					昭和28年	29 年	30 年	
米 (精米千吨) (米穀年度)	買入	{	内輸	地入計	米	3,954	2,776	4,310
					米	986	1,630	1,087
	売渡	{	内輸	地入計	米	4,940	4,406	5,397
					米	3,819	3,004	3,140
	期末持越高	{	内輸	地入計	米	826	1,471	1,165
					米	4,645	4,475	4,305
	水陸稲生産高	{	内輸	地入計	米	1,234	1,000	2,166
					米	280	406	369
	大麦	{	内輸	地入計	米	1,514	1,406	2,535
					米	8,239	9,113	12,385
麦類 (原麦千吨) (會計年度)	裸麦	{	国内産買入		174	280	206	
			国輸売渡(含ロス)		773	466	681	
	大麦	{	国内産買入		1,296	1,123	920	
			国輸売渡(含ロス)		520	154	121	
	小麥	{	国内産買入		1,099	1,261	1,148	
			国輸売渡(含ロス)		(318)	(460)	(343)	
	裸麦	{	国内産買入		334	533	448	
			国輸売渡(含ロス)		82	443	632	
	小麥	{	国内産買入		267	374	190	
			国輸売渡(含ロス)		992	1,322	1,260	
いも類 (千吨)	でん粉	{	国内産買入		(483)	(632)	(563)	
			国輸売渡(含ロス)		379	534	586	
	いも類	{	国内産買入		1,797	2,040	2,176	
			国輸売渡(含ロス)		2,254	2,602	2,677	
	甘藷	{	国内産買入		501	475	562	
			国輸売渡(含ロス)		1,374	1,516	1,468	
	いも類	{	国内産買入		(759)	(800)	(782)	
			国輸売渡(含ロス)		216	285	475	
	でん粉	{	国内産買入		86	113	116	
			国輸売渡(含ロス)		56	0	29	
大豆 (會計年度) なたね (會計年度)	政府買入	{	国内産買入		-	48	8	
			国輸売渡(含ロス)		66	17	39	
	いも類	{	国内産買入		5	0	7	
			国輸売渡(含ロス)		0	1	3	
	いも類	{	国内産買入		8	6	11	
			国輸売渡(含ロス)		5,391	5,226	7,180	
	いも類	{	国内産買入		2,415	2,743	(2,256)	
			国輸売渡(含ロス)		(537)	(649)	2,908	
	いも類	{	国内産買入		429	376	507	
			国輸売渡(含ロス)		541	576	767	
大豆	{	国内産買入		0	0	0		
		国輸売渡(含ロス)		289	220	270		
なたね	{	国内産買入		-	-	20		
		国輸売渡(含ロス)		0	0	0		

(つづき)

31 年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年	37 年	
1,166	1,124	1,297	1,214	1,311	1,433	-	
61.4	85.7	120.8	139.5	137.6	131.8	-	
55.2	85.3	120.8	49.8	3.0	0	-	
41.3	73.5	70.7	123.6	39.1	5.2	-	
53.1	64.9	115.0	41.2	5.2	0	-	
463	673	911	999	1,074	1,136	-	
108,168	119,453	116,724	110,854	111,208	115,287	-	
312,172	328,857	324,162	310,137	309,237	324,700	-	
118,395	118,633	113,671	177,931	142,180	132,033	-	
197,443	167,288	165,970	194,872	191,758	199,969	-	
315,838	285,921	279,641	372,803	333,938	332,002	-	
10,472	15,066	6,591	11,354	15,814	8,632	-	
670	38,342	56,172	5,318	0	0	-	
-	-	3,181	72,742	29,161	120	-	
5,402	43,744	96,735	29,311	120	0	-	
151.9	145.0	137.8	128.6	120.7	126.3	-	
2,149	2,673	3,131	3,562	2,836	3,946	6,244	
-	-	-	-	-	-	111	
-	-	-	-	-	-	に 部売	
1,154	1,362	1,548	1,715	1,837	2,115	2,441	
(42.9)	(44.9)	(43.2)	(40.8)	(39.3)	(39.8)	(43.5)	
{ 脱脂粉乳100屯 (ハ)国内指定乳 {全煉200千かん { バ タ - 66屯 (製品買入 (脱煉143千かん (38年3〜) (脱粉148千かん							
564	417	509	580	601	642	-	
377	267	346	402	374	416	-	

農産物価格政策の政策価格 I

数値はいずれも表が単位以下は四捨五入した。

を含まない。(ロ)麦のうち国内麦は201頁で、年度は産年であるが、輸入麦(210頁)府売買は334〜5頁で、生産量は食糧庁企画課の「農産物流通関係資料」による。〜1頁で、各年産の対象数量である。(ホ)てん菜糖のうち砂糖輸入は332頁、てん菜の国内生産量は2〜3万屯前後である。(ヘ)蕎麦と生糸は蚕糸局『蚕糸業要らん』1962生産部「昭和36年産業たばこ生産総計表」5頁。(チ)畜産物のうち豚ト殺頭数と牛乳資料で、事業団による買入売渡は事業団の資料。(リ)玉ねぎの協会加入道府県の生産類が多いので省略した。

産高は統計調査部『作物統計』昭和36年による。

あり、麦は食糧庁「昭和37年産麦価に関する資料」により、いも類は「農産物流通関

		昭和28年	29 年	30 年
てん菜糖 生糸 葉たばこ 畜産物 玉ねぎ	砂糖輸入	1,094	1,057	1,139
	てん菜糖国内生産高	40.5	41.3	49.6
	政府買入	37.2	41.3	49.6
	政府売出	38.8	41.6	41.3
	政府買入(綱上)	31.3	30.9	39.3
生糸 葉たばこ 畜産物 玉ねぎ	てん菜糖生産高	266	299	374
	生糸生産高	93,090	100,314	114,373
	生糸需給	243,870	266,810	310,069
	生糸需給(生糸換算)	88,892	109,415	126,196
	生糸需給(生糸換算)	153,581	160,121	172,544
畜産物 玉ねぎ	生糸需給(生糸換算)	242,473	269,536	298,740
	生糸需給(生糸換算)	10,937	8,211	14,808
	政府保管買入(綱上)	-	-	4,732
	政府保管買入(綱上)	-	-	-
	政府保管買入(綱上)	-	-	4,732
畜産物 玉ねぎ	葉たばこ生産=買入量(千吨)	101.7	112.7	149.6
	畜産物(畜産団)	1,843	1,432	1,659
	豚肉(事業団)	-	-	-
	牛乳生産量(千吨)	712	929	1,000
	(内加工用%)	(41.4)	(45.3)	(41.4)
畜産物 玉ねぎ	指定乳製品の買売	(イ)輸入(37年5~7月)	脱脂粉乳(イ)輸入物の不良品売(37年内)	
		3,043吨		
		バター		
		402吨		
玉ねぎ	全国収量(千吨)	351	336	424
	協会加入道府県の収量	-	-	-

- 注 1. 本表の資料は以下にのべるものであるが、持越高はすべて期末の量であり、
 2. (イ)米は昭和36年版『食糧管理年報』180 頁、売渡は飯用と工業用で減耗分の会計年に最も近いからそれに合せた。持越高は 181~2 頁。(ハ)でん粉の放(ニ)大豆、なたねの国内生産と輸入は食管年報 174 頁、交付金対象数量は 310 糖! 内生産は 178 頁であるが、この他に甘しょ糖(みつ糖を含む)、甘しょ糖年版の 38 頁、103 頁で、36年の数値は蚕糸局調。(ト)葉タバコは日本専売公社生産量および加工用の割合は畜産局が38年3月に畜産物価格審議会へ提出した量は、『作物統計』より算出。なお飼料については食管年報の266頁にあるが種
 3. 水陸稲、大麦、裸麦、小麦、甘しょ、馬れいしょ、てん菜、玉ねぎの国内生
 4. 麦類といも類の国内生産高の()内は販売量とでん粉製造に使用した量で係資料」による。なお大麦の商品化にはビール麦を含まない。

買入率，輸入(出)依存度

(単位：%)

31 年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年	37 年
37.4	37.9	35.7	43.9	43.0	43.2	49.6
22.5	8.6	11.7	4.7	3.7	2.6	2.6
32.6	32.8	33.7	36.3	37.0	28.8	-
62.3	72.7	83.0	91.6	89.9	90.5	-
407.0	308.2	216.7	76.8	0	0	-
40.4	36.3	38.3	45.8	46.4	38.9	-
84.8	86.9	91.9	86.3	86.8	80.9	-
49.0	48.7	50.3	54.0	57.3	67.2	-
79.4	82.6	89.6	85.6	87.5	81.4	-
409.0	411.4	363.3	331.0	277.6	191.5	-
28.8	29.0	32.8	33.9	26.5	-	-
19.0	7.8	0	12.2	9.6	0	-
25.9	23.9	26.1	27.7	28.0	-	-
3.5	9.2	2.7	14.7	12.7	-	-
0	0	0	0	10.5	11.9	-
146.6	184.3	243.2	251.9	258.6	303.9	-
0	-	0	0	0	33.5	-
2.0	1.0	12.4	18.7	4.9	12.8	0
89.9	100.0	100.0	35.7	2.2	0	-
1,899.0	1,311.5	1,073.7	870.3	952.8	1,087.3	-
-	11.7	17.3	1.7	0	0	-
37.9	36.1	35.1	57.4	46.0	40.7	-

農産物価格政策の政策価格 I

三二

最も大きい食糧管理特別会計をはじめとする諸種の管理会計において、買入・売渡しの量や歳入歳出を検討しなければ明らかになしえない。けれどもここではさしずめ、政策担当者による買入率は農産物の商品化または生産量のどの程度に及んでいたか、輸入をも含む買入れと売渡による価格の支持安定が一時的にも頓座しなかったかどうかということによって、価格政策の市場支配力をみよう。

第七表に I 農産物価格政策の対象についての国内生産と商品化量、政策にもとづく国

第8表 農産物の商品化率、政策

		昭和28年	29年	30年
米	生産高に対する商品化=政府買入率	48.0	30.5	34.8
	国内産政府買入に対する輸入割合	24.9	58.7	25.2
大麦	生産高に対する商品化率	28.9	36.5	29.9
	商品化量に対する政府買入率	54.7	60.9	60.1
裸麦	国内産政府買入に対する輸入割合	444.2	166.4	330.6
	生産高に対する商品化率	48.7	47.8	44.7
小麦	商品化量に対する政府買入率	69.2	84.3	77.6
	生産高に対する商品化率	55.2	52.8	53.3
甘しよ	商品化量に対する政府買入率	49.9	66.8	74.9
	国内産政府買入に対する輸入割合	474.1	382.0	371.3
馬れいしよ	生産高中の加工充用率	-	-	31.4
	生産でん粉に対する政府買入率	25.9	0	6.1
大豆	生産高中の加工充用率	24.3	23.7	25.7
	生産でん粉に対する政府買入率	5.8	0	6.0
なたね	生産高に対する交付金対象の割合	0	0	0
	生産高に対する輸入割合	126.1	153.2	151.3
てん菜糖	生産高に対する交付金対象の割合	0	0	0
	生産高に対する輸入割合	0	0	7.4
生糸	生産高に対する政府買入率	91.8	100.0	100.0
	生産高に対する輸入糖の割合	2,701.2	2,559.3	2,296.3
	生産高に対する政府買入率	0	0	1.5
	生産高に対する輸出割合	36.5	41.0	40.7

内産の買入れや輸入と売渡し量、および期末持越高とをかけた。農産物の商品化について一言するに、B間接的支持安定方式に属するとき加工原料用の農産物は、多くの場合生産の全量を商品化するとみてよい。しかしA直接的支持安定の対象とする農産物は、多少とも生産農民が直接に消費するものであり、かつ家族労働力を中心とする小商品生産者であるから、生産物の商品化率は当然にかなり低い。右の第七表から商品化率、政策買入量の商品化または生産量に対する割合、国内産の

政策買入れまたは生産量に対する輸入の割合を算出したのが第八表である。そこで第六表の区分に従って、価格政策の市場支配力を検討してみよう。

まず第一にA直接的支持安定方式のI全面統制方式であるが、このうち棄たばこは生産量と商品化量が一致するものであり、小売段階までを完全支配している。次の米では自由販売もあるがそれが量的に画定し難いので、政府買入量を商品化全量とみなそう。生産量に対する商品化II政府買入割合は、冷害の昭和十九年の三〇・五%を底とし、その後は漸増して三三年以降は四三%を越えるようになった。これはつづく豊作や食糧消費構造の変化などで食糧事情が好転し、自由価格の相対的低下が農家の政府売を増大させた点が大きいであろう。ともあれ政府買入量の増加と共に米の輸入は急激し、国内買入に対する輸入米割合は昭和三〇年の二五%から三六年の二・六%へと低下した。年度末持越も増大して、現状ではもはや輸入に依存しなくてもよいほどになった。ともあれこの方式は生産量または商品化の全量を独占的に買入れるのであるから、その価格は当然に政策価格によって一義的に決定され、政策が完全に市場を支配しているのである。

次にII無制限買入方式の麦であるが、その商品化率は毎年高まってきたが、例えば昭和三五年で大麦三七%、裸麦四六・四%、小麦は五七%というように異なっている。商品化量に対する政府買入の割合も、昭和二八年の五〇%前後から三五年には九〇%近くまで増加した。前述したように麦類は自由販売なのであるが、九〇%といえば政府買入と政策価格が国内麦を支配しているといえよう。また輸入量の政府の国内買入量に対する割合をみると、大麦では三二年まで三―四倍に及んでいたがその後減少して三五年以降は無いし、裸麦は全期を通じて輸入されていない。小麦では三二年まで四倍以上も輸入され、その後若干ずつ減少したが現在でも二倍以上に及んでいる。このよ

うに輸入を除いては麦類の売買は自由でありながら、政府が国内商品化のほとんどを買入れ、かつ輸入をも独占管理していることは、麦価の国産高・輸入安のうえにのっかっているとはいえ、米と同じく価格政策が麦の需給と市場価格をほぼ完全に支配しているとみなしうる。

最後にⅢ不足払方式であるが、大豆の輸入依存度はきわめて高く、生産量に対してさえ昭和三〇年前後で一・五倍、貿易自由化された三六年には三倍に増加した。なおたねの輸入も増加傾向にあるが、いまだ国内生産高の一割前後にすぎない。これに対して三五年産大豆と三六年産たねには行政措置により、三六年産大豆には法律にもとづいて不足払がなされた。前述のごとくこの方式は、輸入をも含む自由な供給と需要によって市場価格が形成され、基準価格を下廻る場合に販売予定数量と予算の範囲で不足払するのでなく生産者に一定水準の価格を補償するものである。なお玉ねぎの不足払は、これまで市場条件がよかったからなされなかった。

以上Aの直接方式を一括するならば、全面統制と無制限買入方式に属する米、たばこ、麦類はその市場への供給が価格政策によって支配せられ、したがって市場価格も政策価格水準に規定されているといつてよい。不足払方式の大豆となたねの供給は価格政策によって支配されていないが、生産者の販売価格はほぼ政府決定の基準価格水準が保証されている——もっとも後述のごとく、基準価格が長期間固定されていたが——といつてよい。以上のものについてはともあれ今日まで、一時的にせよ価格政策の機能が停止されたことはなかった。

第二にB間接的支持安定方式の市場支配力であるが、そのうちⅣ最低支持方式はすべて食管特別会計に属する。まずいも類の生産高のうちでん粉加工用に充当される割合は、甘しよで三〇%前後、馬れいしよは二五%前後とみ

てよい。またでん粉の政府買入は甘しよでん粉が多く、かつ毎年累積されて昭和三一會計年度末の持越量は一二万屯をこえ、三五年に二〇万屯近くにもなった。馬れいしよでん粉は三一會計年度末に一万四千屯、三六年度には一〇万屯近くなった。もっとも最近時に新用途の開発によって、在庫は急減している。

次に国内産てん菜で製造されたてん菜糖は、表示したように昭和三三年まで全量を買上げていたから、政府在庫は毎年累積されていた。けれども三四年四月に關稅を精糖一キログラム当り一四・七四円から四三・六八円に引上げ、消費稅を四六・七六円から二二円に引下げることによって關稅障壁を設定した。他方国内糖工場の合理化が進んだから三四年から日甜を、三五年芝浦と北連を、三六年より台糖を、順次に政府買上げから除いて買上げを廢止した。かくして国内てん菜糖工場は、高關稅障壁の範圍で自立化することとなった。

さて右のごとき政府買入によって、法律の目ざす政策目的は中斷することなく果されてきたし、その意味では政策の市場支配は達せられたといつてよい。けれども一つには第四節でのごとく、でん粉の原料基準価格や買入基準価格は、昭和三〇年にかなり引下げられて以降固定的であった。てん菜最低生産者価格は二九―三六年来まで固定されていたし、てん菜糖の買入価格も二九―三三年まで毎年若干ずつ低下した。二つには、米麦をも含む食糧管理特別會計の部門別勘定をみるに、第六節でのごとく輸入食糧勘定だけがほぼ毎年黒字であったが、他の国内農産物の勘定はすべて毎年かなりの赤字で、全体としても毎年大きな赤字を出している。その意味でかなり「高くつく」価格政策だったのである。

最後にVの価格帯方式であるが、このうち畜産物対策は制度も新しく、また經濟の高度成長に支えられてむしろ高価格であったから、買入、売渡し、輸入も第七表に示した程度であるから立ち入らない。生糸は生産量の四〇%

前後を輸出しているが、三二年に一二%弱、翌年一七%余の政府および保管会社の買入れがなされた。これはこの制度始まって以来の大試練であったが、それはまず三二年八月以降に糸価は最低価格の一九万円を割ったため大量買入がなされた。しかし糸価は低迷をつづけたから特別会計の借入金増額を行ない、かつ日本輸出生糸保管会社の買上げ限度の引上げをはかった。こうした買入拡大によっても糸価維持が出来ず、特別会計の買入資金もついに底をついたので三三年五月末をもって政府買入は停止され、六月一日に糸価は一六万円に落ちた。そこで生糸、繭の生産制限をなし、かつ第四節でのべるところ三三年一月に最低繭価と生糸最低価格を大幅に引下げた。右のごとく生糸の価格政策は、一時的に中断されて政策の市場支配機能が失なわれた。

以上のB間接方式を一括するに、てん菜糖の前半期を除いては、政策主体の売買出動は全面的で恒常的ではなかった。けれども生糸の一時的中断を除いては、右のごとき随時的で部分的な市場介入によって、ともあれ政策の目的は果されてきた。それはまた全体としてみると、政策が間接的に支持安定を目ざす原料農産物価格も、政策が決定した下限水準で支持されてきたとみなしてよいであろう。

以上の第一と第二の検討によって、現行農産物価格政策は制度や政策価格の改訂もあったが、ともあれ一部の一時的中断を除いては目的を果してきた。けれどもすでに指摘したごとく、第一には、政策が存続したにしても政策価格水準が問題である。支持安定すべき価格水準が低ければ、さほど労することなくして制度は持続できる。逆にいえば、政策価格が市場の実勢に応じて変動するものであるならば、いかようにも制度を維持しうる。しかし市場価格に追隨する政策価格は、真に政策価格というものであるうか。のみならず第二に、本稿の課題で強調したように政策価格は単に市場価格変動を調整するものではなくて、農業生産力の水準との関係において画定され、かつそ

れを変更せしめるアイデアを有するものでなければならぬと考える。そしてこの二点は、正に政策価格の画定方式とその水準にかかる問題だといってよい。そこで価格政策の核心ともいうべき、政策価格の検討に移ろう（未完）。

あとがき——すでにのべたごとく本稿は農業の価格政策ではなく、政策価格画定と水準に関する考察であるが、それは現在およびありうべき農業の生産力水準を前提して規定すべきではないかと考える。しかしかかる意味での政策価格は、国民経済全体によって規定される農業政策の基本方向にかかわること、すぐれて政策的に画定されるべきものであらう。したがって本稿はありうべき政策価格に言及するものではない。（一九六三・六・二八）